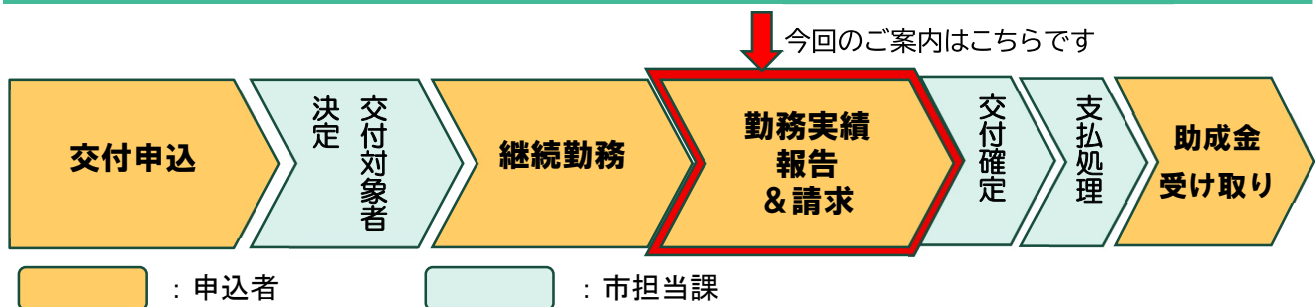


令和7年度(2025年度) とよなか保育士助成金制度のご案内 ～ 交付申込 & 請求(応援手当)編～

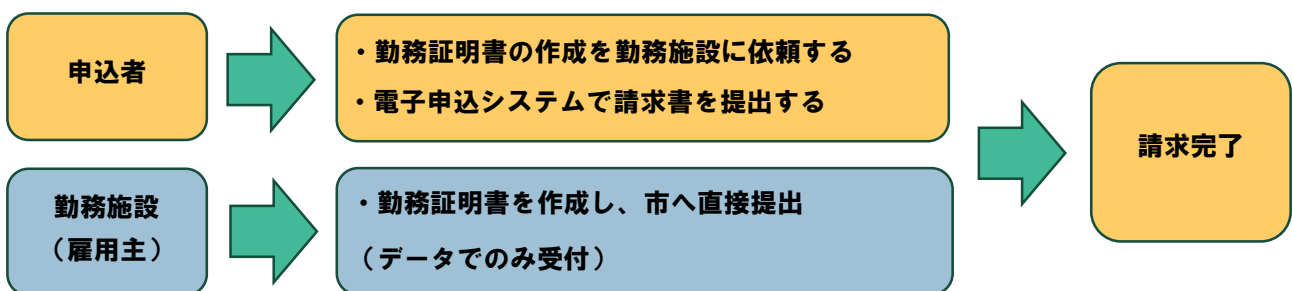
1. 申込対象助成金及び交付額

	応援手当
対象者	第6次までのとよなか保育士助成金交付決定者 (令和6年度(2024年度)までに交付決定を受けた方)
交付対象期間	令和7年(2025年)4月1日～令和7年(2025年)9月30日
上記対象期間における 交付額	月額2万円×勤務月数(最大12万円)

2. 交付までの流れ



3. 請求方法



① 申込者が「勤務証明書」のデータ作成及びデータ提出を勤務施設に依頼します。

「勤務証明書」の様式データは勤務施設に市から直接お渡ししています。(申込者本人の記入・提出は受理しません。)

勤務施設から豊中市へのデータ提出が完了しているか、必ずご自身で受付期間内に勤務施設へご確認ください。いかなる理由でも受付期間を過ぎての提出は受理できません。

② 電子申込システム及び豊中市からのメールを受信するために、下記ドメインを受信許可する設定を行います。

指定ドメイン名: @apply.e-tumo.jp(電子申込システム)
@city.toyonaka.osaka.jp(豊中市)

※具体的な設定方法についてはご契約の携帯電話会社またはご利用のメールサービスでご確認ください。

③豊中市電子申込システムで必要事項を入力し、必要書類をデータ添付します。

※申請フォームへの URL は皆様へお送りしたご案内メールに記載しておりますので、そちらからアクセスをお願いいたします。

(不正申請防止のため、市ホームページ及び本マニュアルには記載しておりません。)

手順 1 画面の説明に沿って必要事項を入力・データ添付(◆)のうえ、「確認へ進む」の後、「申込む」ボタンを押してください。

◆必要書類(データ添付)

・通帳またはキャッシュカードの写し等、口座情報(口座名義、銀行名、支店名、口座番号)がわかるもの

手順 2 指定したメールアドレスにメールが届けば、請求は完了です。

※メールが届かない場合、必ず上記指定ドメイン名を受信する設定ができているか確認してください。申込後の連絡はメールにて行います。ご自身で確認が必ずできるメールアドレスを入力してください。

【注意事項】

1. 申込内容に不備があった場合、担当者からメールでご連絡しますので、必ず確認してください。期日までにご対応いただけない場合、審査に進むことができず、助成金を交付することができません。ご注意ください。
2. 申込時に使用するスマートフォン等の通信回線に係るトラブルについては、一切の責任を負いかねます。

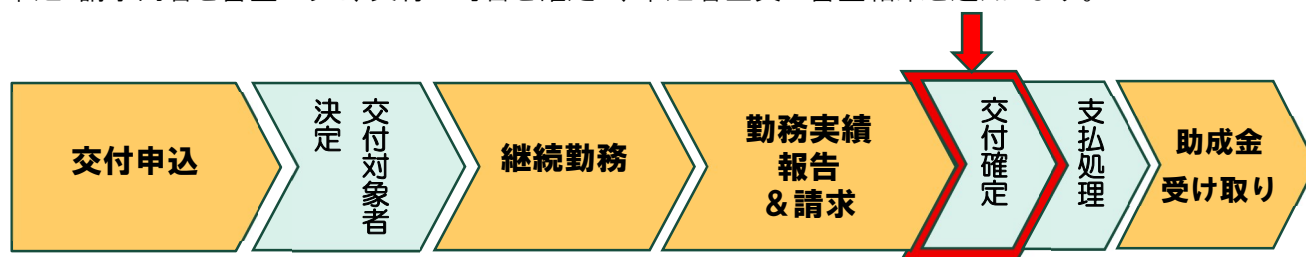
4. 請求受付期間

令和 7 年(2025 年)9月16日(火)9 時～10月15日(水)17 時まで

- ・期限を過ぎての申込は、いかなる理由があっても受理しません。必ず期限内に申し込んでください。
- ・勤務先に依頼する「勤務証明書」についても同様です。必ず申込者ご自身で、勤務先から豊中市あて証明書データを提出済みかどうか、受付期間内にご確認ください。

5. 審査結果通知

申込・請求内容を審査のうえ、交付の可否を確定し、申込者全員に審査結果を通知します。



6. 備考

- (1) 本制度は長期継続勤務を主目的としていることから、交付対象期間中に離任(対象外施設へ異動・退職)された方は、その時点までの勤務実績に応じて助成金を交付いたしますが、その後交付対象者の資格を失います。
- (2) 産休・育休・休職の期間は、助成金の支給停止期間となります。復職したら、その時点から支給が再開されます。産休・育休・休職に入られるときと復職時には、必ず状況変更届にて届け出てください。また、復職後も支給が満了するまでは資格がありますので、請求忘れのないようご注意ください。

(例)

交付対象 期間	R4		R5		R6		R7
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
	4/1～9/30	10/1～3/31	4/1～9/30	10/1～3/31	4/1～9/30	10/1～3/31	4/1～9/30
交付額	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円	100,000円	120,000円	20,000円

↑ この期間に1ヶ月休職 ↑ ここで支給満了

- (3) 交付確定から助成金のお受け取りまではおよそ1か月かかります。
- (4) 「勤務証明書」については、勤務先(雇用主または施設長)でのデータ作成となります。虚偽や錯誤により実態と異なる内容での証明が発覚した場合、交付対象者の資格を失います。
- (5) 下記の事項が発生した場合、速やかに状況変更届を提出してください。

①住所変更(市内)	⑥産休・育休・休職
②市外に転出	⑦復職
③氏名変更	⑧週勤務時間が30時間未満になる
④勤務場所の異動(市内同一法人)	⑨退職
⑤勤務場所の異動(市外)	⑩その他(施設長その他同種の職種に変更等)

◆電子申込システム 状況変更届へのアクセスはこちら↓

とよなか保育士助成金 状況変更届



- (6) 本助成金は課税所得(雑所得)に該当します。交付後は確定申告が必要となる場合があります。詳しくはお近くの税務署でお尋ねください。

【問い合わせ先】

豊中市こども未来部こども事業課内

保育士・保育所支援センター

電話:06-6858-2569 FAX:06-6854-9533

メール:kodomo-saiyou@city.toyonaka.osaka.jp